第 33 期目録委員会記録 No.14 第 14 回委員会

日時: 2012年6月30日(土)14時~17時

場所:日本図書館協会

出席者:原井委員長、佐藤、鴇田、平田、藤井、古川、本多、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 「ユニット B 資料の種類」に関する検討(8ページ-A4、佐藤委員)

- 2. エレメント比較/ユニット C 標準番号及び入手に関する事項_20120629 (8 ページ-A4、 佐藤委員)
- 3. 出版・頒布等に関する事項の ISBD との比較 (3ページ-A4、本多委員)
- 4. シリーズに関する事項 NCR まとめ (3ページ-A4、藤井委員)
- 5. 注記について(出版・頒布等)(5ページ-A4、平田委員)
- 6. 用語表現検討リスト(1ページ-A4、鴇田委員)
- 7. NII「目録システムコーディングマニュアル」からの抜粋(3ページ-A4、古川委員)
- 8. RDA における情報源に関する基本的規定(概略)(2ページ-A4、古川委員)
- 9. [第 部]ユニットBおよびユニットCに関する第1次案(8ページ-A4、古川委員)
- 10. AACR2 における集合タイトルに関する規定(コピー)(1ページ-A4、古川委員)
- 11. 第 33 期目録委員会記録 No.12 (案)(4ページ-A4、事務局)
- 12. 第 33 期目録委員会記録 No.13 (案)(4ページ-A4、事務局)

[報告事項ほか]

- 1. 議事要録の確認
 - 第13回記録案(資料12)について確認した。
- 2. 国立国会図書館からの委員について 原井委員長から7月にNDLから委員が1名補充される予定である旨報告があった。
- 3. 日本目録規則改訂の意義について

古川委員から日本目録規則改訂の意義に疑問を呈する意見があることについて、紹介があった。改めて日本目録規則改訂のコンセプトを提示する必要があるのではないかとの意見があった。

4. 典拠レコードの検討について

古川委員から今後典拠レコード検討するにあたって、向當麻衣子氏の論文「日本の著者名典拠データに FRAD を適用する際の課題」(Library and information science, 2011, no. 66, p.1-36) が参考になるとの紹介があった。

[検討事項]

日本目録規則の改訂について

配布資料に基づき、各委員から作業の進捗と説明があり、以下のように意見交換を行った。

(1) 資料の種類について(資料1)

- RDA の形態の種別は一般にユニット数とキャリア種別の組み合わせで表現される。 ISBD は特定資料種別のリストを用意していない。改訂の選択肢としては「特定資料 種別のリストを作成しない(各目録機関の裁量に任せる)」、「NCR 独自の特定資料 種別のリストを作成する」、「RDA を参考にする」があるのではないか。
- キャリア種別は、海外で作成された書誌データとの互換性を保つ必要があることから、RDAに従ってエレメントを設ける。キャリア種別の各用語は、RDAを参考にし、現行 NCR の特定資料種別の名称を生かす方向で検討する。
- ISBD の方針に従って、ネットワーク情報資源は全て出版されたものと考える。
- タイプライターによる資料(更にコピーしたものは除く)は自筆と考える。
- 「自筆」という用語については、現在の例示を取りまとめるために一時的に用いている用語であり、タイプライターを含むとなると、適切な用語を検討する必要がある。
- 「印刷形態」という用語については、自筆など印刷以外の形態を含むことになるので、適切な用語を検討する必要がある。
- 内容形式、内容限定子はコアエレメントとするように検討を進める。

(2) 標準番号と入手に関する事項(資料2)

- URL は現在の NCR では注記に記録することになっているが、本来はエレメント化 すべき項目である。
- 記述部分について、現在の NCR のエレメント、RDA のエレメント、ISBD のエレメント、新しい NCR のエレメントを比較対照し、更に新しい NCR でコアエレメントか非コアエレメントかを仕分けした表を逐次改訂しながら検討を進める必要がある。
- 「Identifier」の訳は、一旦「識別子」とする。

(3) 出版頒布(資料3)

- 出版場所等、出版者等、出版日付等はそれぞれ別のエレメントとして考える。
- Production などの役割の切り分けは RDA でも再検討しているようなので、動向を見る。
- 出版地と頒布地が異なる場合、現在の NCR では頒布地は記録しない規定が本則となっている。新しい NCR では出版地、頒布地などを別のエレメントとして規定する方向で検討し、どれをコアエレメントとするか、記録の優先度はどうするかは別の問

題として考える。

● 電子資料の作成、発行に関しては、RDAの用語を確認する。

(4) シリーズ(資料4)

- 現在のシリーズに関する事項は記述対象によって今でいうシリーズではないことも ある。上位の書誌レベルに関するエレメントであるので、「シリーズ等」などと改め る必要がある。
- ▼ 下位シリーズも上位の中の下位であることを意識する必要がある。
- シリーズの ISSN は、一旦識別子としてまとめて検討する。
- シリーズに関する事項はシリーズの表示に関するエレメントであり、シリーズの ISSN は関連に関する事項で記録するべきエレメントであるとも考えられる。

(5) 注記(資料5)

- ▼イクロ資料の撮影年月日は制作に関する注記として検討する。
- 映像資料の撮影年月日は一旦保留する。
- 電子資料の最新アクセス日時は情報源に関するエレメントとして検討する。

(6) 用語(資料6)

● 用語表現検討リストにおいて、不明瞭な表現があるので、検討内容が明確になるよう記録を修正する。

(7) タイトル先行事項について(資料7)

● タイトル先行事項については、NII の目録システムコーディングマニュアルの 2.2.1F1.2 に規定があるので、参考にする。

(8) 情報源について(資料8)

- 情報源の規定については、「記述の対象とする実体」 「記述の基盤」 「情報源」 の3段構えの規定にすべきである。
- RDA では新しく「優先情報源」という用語を用いている。
- 現在の NCR では書誌レベルによって情報源を広げたり狭めたりする考え方はない ので、新しい NCR では RDA を参考に検討する。
- 現在の NCR では複数の優先情報源がある場合の規定はないが、新しい NCR では RDA を参考に検討する。
- RDA の情報源に関する資料の区分は単純ではあるが、実際の資料に当たった際には 迷うことが多くなるであろう。ISBD の情報源に関する資料の区分だと電子リソース の規定が複雑になる懸念がある。

(9) 典拠形アクセスポイント(資料9)

- Content type の訳は、一旦「表現種別」とする。
- 特殊資料の規定については、各資料を均質の詳しさで規定すべきとの意見が前回あったが、どの程度需要があるか不明なので、実際にどのように規則を適用しているか確認した上で、改めてどこまで作成すべきか検討する。

- NACSIS-CAT では統一タイトルの典拠レコードに NCR と AACR2 を適用している ので西洋の著作に関しては NCR の規定は必須ではないが、AACR2 を適用しない図 書館向けに NCR の規定の中でも扱えるようにしておく必要がある。
- NACSIS-CATでは音楽資料は一括して洋資料として扱う方法とタイトルの言語によって和洋区別して扱う方法とが用意されており、選択は目録を作成する図書館に任せられている。

(10) 集合タイトル(資料10)

- AACR2 の集合タイトルは同一著者の合集に対して使うものである。RDA でも集合 タイトルという用語を用いていないが同様の規定となっている。
- 現在の NCR には集合タイトルの概念はないので、今後どのように扱うか検討する必要がある。
- NACSIS-CAT では音楽資料の統一タイトルに「選集」などの集合タイトルにあたる ような典拠レコードが作成されている。

次回以降の予定

7月28日(土) 9月22日(土)